

令和4年度福祉・介護職員等処遇改善臨時特例交付金交付要綱

(事業の目的)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く福祉・介護職員等の処遇の改善のため、福祉・介護福祉職員等の賃金改善を行う障害福祉サービス事業所等に対して、令和4年度（令和3年度からの繰越分）福祉・介護職員処遇改善支援事業（令和3年度補正予算分）実施要綱（令和4年4月1日障発 0401 第9号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において令和4年度福祉・介護職員等処遇改善臨時特例交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

(賃金改善の対象)

第2条 本事業において改善の対象となる賃金は、障害福祉サービス等報酬における福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定する別表1の障害福祉サービス事業所等に勤務する福祉・介護職員に対し支払う賃金とする。また、障害福祉サービス事業所等において、福祉・介護職員以外の職員に対し支払う賃金を改善の対象に加えることも可能とするが、その際には、本事業が福祉・介護職員の処遇改善を行うものであることを十分に踏まえた上で実施するものとする。

(事業内容)

第3条 令和4年2月から9月までの間、福祉・介護職員に対して3%程度（月額9,000円）の賃金改善を行う障害福祉サービス事業所等に対して、当該賃金改善を行うために必要な費用を補助する。ただし、障害福祉サービス等報酬の月遅れ請求等があった場合、当該請求に係る交付金の支給を最大2か月間対応することとする。

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、次の計算による。

交付金額＝イ×ロ×ハ（1円未満の端数切り捨て）

イ 一月当たりの障害福祉サービス等報酬総単位数（基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数をいう。ただし、過去に支払われた報酬の額に誤りがあったため、過誤調整を実施した場合は、その過誤調整分を含む（令和4年2月サービス分以前の過誤調整分は含まない。））

ロ 1単位の単価

ハ サービス別交付率（別表1）

(賃金改善の要件)

第5条 障害福祉サービス事業者等が福祉・介護職員等の賃金改善を実施する場合の要件は、以下のとおりとする。

(1) 交付金の額に相当する福祉・介護職員等（その他の職員を賃金改善の対象として

いる障害福祉サービス事業所等については、その他の職員を含む。以下同じ。)の賃金(基本給、手当、賞与等(退職手当を除く。以下同じ。)を含む。)の改善(以下「賃金改善」という。)を実施しなければならない。

- (2) 賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目を特定した上で行うものとし、この場合、特定した賃金項目を含め、賃金水準(賃金の高さの水準をいう。以下同じ。)を低下させてはならない。また、令和4年10月以降においても、本事業により講じた賃金改善の水準を維持しなければならない。
- (3) 原則として、令和4年2月分から賃金改善を実施しなければならない。ただし、就業規則等の改定に時間を要するなど、やむを得ない場合は、同月分を令和4年3月分とまとめて支払うこととしても差し支えない。
- (4) 安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましく、本事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てなければならない。ただし、就業規則等の改定に時間を要するなど、やむを得ない場合は、令和4年2月分及び3月分については、この限りではない。
- (5) 本事業による賃金改善については、障害福祉サービス等報酬における福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算における賃金改善額には含めないこととする。
- (6) 交付金については、同一の障害福祉サービス事業者等が運営する他の障害福祉サービス事業所等(交付金の対象である障害福祉サービス事業所等に限る。)における賃金改善に充てることのできるものとする。

(補助金の交付)

第6条 障害福祉サービス事業者等に対する交付金については毎月支払うことを基本とする。ただし、令和4年2月分及び3月分については、同年4月分とあわせて支払うこととする。

(承認申請)

第7条 この交付金を受けようとする障害福祉サービス事業者等は、承認申請書(別紙様式1)に、次の(1)から(5)までに掲げる事項を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書(以下「計画書」という。)(別紙様式2-1及び別紙様式2-2)を添えて、令和4年4月15日までに知事に提出しなければならない。

(1) 交付金の見込額

賃金改善実施期間における交付金の見込額をいう。

(2) 賃金改善の見込額

賃金改善実施期間における賃金改善に要する見込額(当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。)の総額(イの額からロの額を差し引いた額をいう。)であって、(1)の額を上回る額をいう。

イ 交付金により実施される賃金の改善見込額を加えた福祉・介護職員とその他の職員の賃金の総額

ロ 前年度の福祉・介護職員等の賃金の総額

令和3年2月から9月までの8か月間の福祉・介護職員とその他の職員の賃金の総額。なお、これにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により前年度の福祉・介護職員とその他の職員の賃金の総額を推定するものとする。

(3) ベースアップ等による賃金改善の見込額等

(2)のうち、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げによる賃金改善に要する見込額及び他の賃金項目による賃金改善に要する見込額であって、福祉・介護職員とその他の職員毎の総額をいう。

(4) 賃金改善実施期間

原則、令和4年2月から9月までの期間をいう。

(5) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善を行う賃金項目（増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類（基本給、手当、賞与等）等）、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額をいい、当該事項について可能な限り具体的に記載すること。

(承認決定)

第8条 知事は、前条の規定により障害福祉サービス事業者等から承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付金の交付対象事業者としての承認及び交付決定を行い、当該障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。また、支給要件等に合致しない場合には、承認しない旨を障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 この交付金の承認決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 交付金の申請を行った障害福祉サービス事業者等は、当該事業所における賃金改善を行う方法等について、計画書を用いて職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても職員に周知しなければならないこと。

また、職員から交付金に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員の賃金改善の内容について、書面を用いるなど分かりやすく回答しなければならないこと。

(2) 交付金の目的等を踏まえ、労働基準法等を遵守すること。

(3) 交付金の交付を受けようとする障害福祉サービス事業者等は、計画書の提出に当たり、計画書のチェックリストを確認するとともに、記載内容の根拠となる資料及び以下の書類を適切に保管し、知事から求めがあった場合には速やかに提示しなければならないこと。

イ 労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条に規定する就業規則（賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則と別に作成している場合には、それらの規程を含む。以下「就業規則等」という。）

ロ 労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）

(令和4年2月分から賃金改善を行った旨の報告)

第10条 やむを得ない事情により、令和4年2月分から賃金改善を行っているにもかかわらずその旨を令和4年3月末までに知事に報告しなかった障害福祉サービス事業者等については、第7条に規定する承認申請書と併せて報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 障害福祉サービス事業者等は、次の(1)から(3)までに掲げる事項について、福祉・介護職員処遇改善実績報告書(以下「実績報告書」という。)(別紙様式3-1及び別紙様式3-2)により令和5年1月末日までに知事に提出し、2年間保存しなければならない。

(1) 交付金の総額

(2) 賃金改善所要額

各障害福祉サービス事業所等において、賃金改善実施期間における賃金改善に要した費用(当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分に充当した場合は、その額を含む。)の総額(イの額からロの額を差し引いた額をいう。)であって、

(1)の額以上の額を記載する。

イ 福祉・介護職員とその他の職員に支給した賃金の総額

ロ 前年度の賃金の総額(第7条の(2)のロの額)

(3) ベースアップ等による賃金改善の見込額等

(2)のうち、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げによる賃金改善額及び他の賃金項目による賃金改善額であって、福祉・介護職員とその他の職員毎の総額をいう。

(変更の届出)

第12条 障害サービス事業者等は、計画書に変更(次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に限る。)があった場合には、次の(1)から(3)までに定める事項を記載した変更の届出を行わなければならない。

(1) 会社法(平成17年法律第86号)の規定による吸収合併、新設合併等により、計画書の作成単位が変更となる場合は、当該事実発生までの賃金改善の実績及び承継後の賃金改善に関する内容

(2) 複数の障害福祉サービス事業所等について一括して申請を行う事業者において、当該申請に係る障害福祉サービス事業所等に変更(廃止等の事由による。)があった場合、別紙様式2-1及び別紙様式2-2

(3) 就業規則を改正(福祉・介護職員の処遇に関する内容に限る。)した場合は、当該改正の概要

(特別事情届出書)

第13条 事業の継続を図るために、職員の賃金水準(障害福祉サービス等報酬における福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算による賃金改善

分を除く。以下この条において同じ。)を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、以下の(1)から(4)までの事項を記載した特別な事情に係る届出書(以下「特別事情届出書」という。)(別紙様式4)を知事に届け出なければならない。

- (1) 交付金の交付を受けている障害福祉サービス事業所等の法人の収支(障害福祉事業による収支に限る。)について、サービス利用者数の大幅な減少等により経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字である、資金繰りに支障が生じる等の状況にあることを示す内容
- (2) 福祉・介護職員等の賃金水準の引き下げの内容
- (3) 当該法人の経営及び福祉・介護職員等の賃金水準の改善の見込み
- (4) 福祉・介護職員等の賃金水準を引き下げることに適切に労使の合意を得ていること等の必要な手続きに関して、労使の合意の時期及び方法等

(補助事業等の中止又は廃止)

第14条 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止を行う場合は、その理由を記載した補助事業中止(廃止)申請書(別紙様式5)により知事の承認を受けなければならない。

(交付金の停止)

第15条 知事は、交付金の交付を受ける障害福祉サービス事業者等が(1)又は(2)に該当する場合は、既に交付された交付金の一部又は全部を返還させることができる。

- (1) 交付金の交付額に相当する賃金改善が行われていない、賃金水準の引き下げを行いつつながら第13条の特別事情届出書の届出が行われていない等、交付要件を満たさない場合
- (2) 虚偽又は不正の手段により補助金を受けた場合

(事業所を廃止する場合の手続き)

第16条 障害福祉サービス事業者等が障害福祉サービス事業所等を廃止することにより、交付金の対象となる障害福祉サービス事業所等が全てなくなるときは、当該障害福祉サービス事業所等を廃止する1か月前までに、知事にその旨を申し出るとともに、最終の交付金の支払いがあった月の翌々月の末日までに、第11条の実績報告書を提出するものとする。

(交付金の交付要件の確認)

第17条 県は、障害福祉サービス事業者等から計画書を受け取る際に、交付金の交付を受けている障害福祉サービス事業所等が交付金の交付要件を満たすことについて、確認するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金対象サービス

サービス区分	交付率
居宅介護	3.6%
重度訪問介護	3.6%
同行援護	3.6%
行動援護	3.6%
重度障害者等包括支援	3.6%
生活介護	1.1%
施設入所支援	2.6%
短期入所	2.6%
療養介護	2.6%
自立訓練（機能訓練）	1.7%
自立訓練（生活訓練）	1.7%
就労移行支援	1.3%
就労継続支援A型	1.3%
就労継続支援B型	1.3%
共同生活援助（指定共同生活援助）	2.4%
共同生活援助（日中サービス支援型）	2.4%
共同生活援助（外部サービス利用型）	2.4%
児童発達支援	1.9%
医療型児童発達支援	1.9%
放課後等デイサービス	1.9%
居宅訪問型児童発達支援	1.9%
保育所等訪問支援	1.9%
福祉型障害児入所支援	3.5%
医療型障害児入所支援	3.5%

注 障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスと同じ交付率を適用する。

別表2 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金非対象サービス

サービス区分	交付率
就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援（移行）、地域相談支援（定着）	0%